

終末期医療についての事前指定書

〈指定の趣旨〉

この指定書は、私の病状が現在の医学では回復の見込みがなく、かつ死が迫って意識が混濁してきたときのために、医療についての私の意思を記述しています。私は終末期においても、可能な限り人としての尊厳を保って、生を全うしたいと願っています。関係者の皆さまは以下の私の望むところに従って、医療を行って下さい。

なお、私に判断と意思伝達の能力がある間は治療方針について私に相談して下さい。これらの能力が失われたときには、この指定書に沿って対応してくださることを要望いたします。

〈指定する事項〉

① 前記のような終末期の病状となったとき、私の望まない延命処置（次の項目に「○」を付けたもの）は行わないでください。

ただし、苦痛緩和の処置は適宜行ってください。

- ・ 気管内チューブを伴う人工呼吸器
- ・ 血液透析
- ・ 輸血
- ・ 昇圧剤投与
- ・ 心肺蘇生
- ・ 胃瘻
- ・ 人工栄養

② その他の指定事項

〈本人署名〉

| | | |
|-------|-------------------------|------------------------------|
| 氏名 | _____ 印 | (_____ 年 _____ 月 _____ 日 生) |
| 住所 | _____ | |
| 電話番号 | _____ | |
| 署名年月日 | _____ 年 _____ 月 _____ 日 | |

〈家族の確認署名〉

| | | | |
|-------|-------------------------|--------------|----------------|
| 氏名 | _____ 印 | (年齢 _____ 歳) | (本人との続柄 _____) |
| 住所 | _____ | | |
| 電話番号 | _____ | | |
| 署名年月日 | _____ 年 _____ 月 _____ 日 | | |

注：ご家族の署名は必ずしも必要ではありませんが、ご家族の理解があることが望ましい。

注：この指定書を変更する場合は再提出してください。

人工呼吸器

人工呼吸を自動的に行うための医療機器のことをいいます。
気管に口または鼻から「気管内チューブ」を挿入し、呼吸を補助するための機械を装着します。

血液透析

腎臓の機能を人工的に代替えること。腎不全に陥った患者さんが尿毒症になるのを防止するため、血液中の「老廃物除去」「電解質維持」「水分量維持」を行います。
緊急時の場合は頸部や鼠径部から太いチューブ(カテーテル)を挿入し、血液透析を行います。1回につき、4～5時間程度かかります。頻度は2～3回/週程度です。

輸血

血液成分の不足を自他の血液から補う治療法で、通常は他人の血液から調整された輸血製剤を点滴投与することを輸血といえます。

昇圧剤投与

著しい血圧低下が見られた際に、一過性に血圧を上昇させることを目的として投与されます。主に点滴治療となります。

心肺蘇生

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人の救命処置。
呼吸および循環の補助方法で、人工呼吸と心臓マッサージがそれにあたります。

胃瘻

食べ物や飲み物、内服薬の内服など経口摂取が不可能または困難な患者に対し、胃カメラなどを使用し、皮膚と胃に瘻孔を作りチューブを留置することで、食事や水分摂取、内服を可能にする処置のこと。

人工栄養

経口摂取ができなくなった場合に行う人工的栄養補給のことで、主に以下の3点がそれにあたる。

- ・ 胃瘻
- ・ 経鼻栄養…鼻からチューブを胃内に挿入し、栄養剤投与を行う
- ・ 中心静脈 (CVカテやCVポート) もしくは末梢静脈使用による点滴静脈内注射